（事業者の定める算定方法）

第二十八条　旧一般ガスみなしガス小売事業者は、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の事業実施に係る特別な状況が存在する場合であって、当該状況を勘案せずに供給約款料金を算定することが合理的でないと認められる場合においては、第九条から第十四条まで（これらの規定を第二十一条第二項、第二十二条又は第二十四条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであって、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、旧一般ガスみなしガス小売事業者は当該算定方法を、様式第十四に整理しなければならない。

別表第１（第４条、第５条、第６条、第７条関係）

第１表

総原価の分類及び算定方法（営業費等）

⑴　営業費

項　　目	算　　定　　方　　法
（略）	（略）
合成メタン等調達費相当金	ガス事業法施行規則第二十条の四の規定に基づき通知された回収すべき合成メタン等調達費の額を基に原価算定期間又は原資算定期間を踏まえて算定する。
需要調査・開拓費	Ａ．（略） Ｂ．需要開拓費 当該事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該事業者が過去５年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及び特定導管にあっては、過去15年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額から合成メタン等調達費相当金に係る収入額を除いた額の５年分の１／２として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。
（略）	（略）

㈠　（略）

（※１）～（※３）　（略）

⑵　（略）

第３表

総原価の分類及び算定方法（控除項目）

項　　目	算　　定　　方　　法
（略）	（略）

（事業者の定める算定方法）

第二十八条　旧一般ガスみなしガス小売事業者は、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者の事業実施に係る特別な状況が存在する場合であって、当該状況を勘案せずに供給約款料金を算定することが合理的でないと認められる場合においては、第九条から第十四条まで（これらの規定を第二十一条第二項又は第二十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、適正かつ合理的な範囲内において、これらの規定の趣旨に基づくものであって、これらの規定とは異なる算定方法を定めることができる。この場合において、旧一般ガスみなしガス小売事業者は当該算定方法を、様式第十四に整理しなければならない。

別表第１（第４条、第５条、第６条、第７条関係）

第１表

総原価の分類及び算定方法（営業費等）

⑴　営業費

項　　目	算　　定　　方　　法
（略）	（略）
バイオガス調達費	ガス小売事業者のバイオガス調達に係る契約を踏まえて適正に算定した額から、ガス小売事業者の原料コストと製造コストを合計して得た額を減じた適正な見積額とする。
需要調査・開拓費	Ａ．（略） Ｂ．需要開拓費 当該事業者が新たな導管の整備を検討する周辺地域及び当該事業者が過去５年以内（一般ガス導管事業者間の供給区域を連結する導管及び特定導管にあっては、過去15年以内）に敷設した既存導管の周辺地域における年間開発ガス量（増分需要）を想定し、託送料金収入額増加額の５年分の１／２として算定した額の範囲内における適正な見積額とする。
（略）	（略）

㈠　（略）

（※１）～（※３）　（略）

⑵　（略）

第３表

総原価の分類及び算定方法（控除項目）

項　　目	算　　定　　方　　法
（略）	（略）